

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>15 若者が安心して農業参入できる環境づくり推進事業 1,070千円 【(31204) 多様な農業経営体の確保・育成】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 5農林漁業担い手対策費) 農業・農村で男女(とも)に稼ぎ、男女(とも)に子育て等しながら、経営基盤の安定した安心して暮らせる環境づくりを進めるため、農業者等、県民の意識の醸成を図るとともに、県民による自発的な取組の展開を促進します。</p>	<p>担い手育成課 (224-2354)</p>
<p>(新) 16 U I Jターン就農者受入・支援体制緊急強化事業 - 千円 (45,042千円 ※H26年度2月補正含みベース) 【(31204) 多様な農業経営体の確保・育成】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 5農林漁業担い手対策費) U I Jターンにより新規就農を志そうとする方々に本県を魅力ある就農地として選択していただくため、市町や関連事業者、農業者、大学など産学官の連携により、農業大学校における農業人材育成機能の充実を図ります。また、新規就農者の受入体制を強化するため、生産者組織等による受入環境整備を支援します。</p>	<p>担い手育成課 (224-2354)</p>
<p>(新) 17 みえの企業等の農業参入による地方創生モデル事業 - 千円 (26,112千円 ※H26年度2月補正含みベース) 【(31204) 多様な農業経営体の確保・育成】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 13農林漁業経営体育成費) 農業・農村における地方創生モデルとして、企業及び農協出資型法人の農業参入等を支援することにより、農業・農村における新規雇用の創出と遊休農地解消を図ります。また、農業分野における障がい者就労を促進するため、障がい者雇用の拡大を図る農業経営体等の取組を支援します。</p>	<p>担い手育成課 (224-2354)</p>
<p>18 農福連携・障がい者雇用推進事業 【緊急課題解決6】 4,233千円 【(31204) 多様な農業経営体の確保・育成】 (第6款 農林水産業費 第1項 農業費 13農林漁業経営体育成費) 福祉事業所の農業参入や農作業受託、農業経営体への障がい者の就労を促進するため、福祉事業所のニーズに対応した技術・経営支援、農業と福祉を繋ぐ人材の育成、農業者に対する意識啓発、障がい者が担える農業・農作業の検証などに取り組みます。</p>	<p>担い手育成課 (224-2354)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>19 高度水利機能確保基盤整備事業 1,386,244千円 (1,623,964千円 ※H26年度2月補正含みベース) 【(31205)農業生産基盤の整備・保全】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 2土地改良費) 農地の集積、大規模営農に取り組む意欲ある農業経営体の効率的な営農の実現に向け、用水路のパイプライン化等農業生産基盤の整備に計画的に取り組めます。</p>	<p>農業基盤整備課 (224-2556)</p>
<p>20 県営かんがい排水事業 970,391千円 【(31205)農業生産基盤の整備・保全】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 2土地改良費) 農業生産の基礎となる農業用水の確保、適期・適量供給及び農地排水の改良を図るため、水田、畑等における基幹的な農業水利施設の整備・更新を行います。</p>	<p>農業基盤整備課 (224-2556)</p>
<p>21 県単土地基盤整備事業 142,573千円 【(31205)農業生産基盤の整備・保全】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 2土地改良費) 農地や農村環境、自然環境を確保しつつ、担い手の育成や集落営農を推進するため、農業生産性の向上と良好な営農が可能となる農業生産基盤や農村生活環境の整備等のうち、国庫補助事業の採択基準に該当しない小規模な地区について支援します。</p>	<p>農業基盤整備課 (224-2556)</p>
<p>22 畑地帯総合農地整備事業 126,000千円 【(31205)農業生産基盤の整備・保全】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 2土地改良費) 東紀州の基幹産業であるかんきつ農業の活性化を図るため、みかん園地の用排水施設や農道等の整備を行います。</p>	<p>農業基盤整備課 (224-2556)</p>
<p>23 団体営災害耕地復旧事業 1,469,501千円 【(31205)農業生産基盤の整備・保全】 (第11款 災害復旧費 第1項 農林水産施設災害復旧費 1耕地災害復旧費) 平成26年の台風11号等により被災を受けた農地及び農業用施設について、市町と連携して早期復旧に取り組めます。</p>	<p>農業基盤整備課 (224-2556)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>〈施策名：(313) 林業の振興と森林づくり〉</p> <p>1 「もっと県産材を使おう」推進事業 【緊急課題解決7】 7, 103千円 【(31301) 県産材の利用の促進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2 林業振興指導費) 品質や規格の明確な「三重の木」「あかね材」の利用拡大を図るため、「三重の木」認証事業者等が行う「三重の木」等をPRする取組や、住宅や商業施設等に「あかね材」を利用してPRする取組を支援するとともに、県内や首都圏などでの「三重の木」等の販路開拓に取り組みます。</p> <p>2 木質バイオマスエネルギー利用促進事業 【新しい豊かさ協創3】【南部地域活性化】 5, 217千円 【(31301) 県産材の利用の促進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2 林業振興指導費) 木質バイオマスの安定供給体制を構築するため、木質チップ原料を供給する事業者の収集・運搬機械導入や新たな雇用等を支援します。</p> <p>(新) 3 県産材輸出促進事業 - 千円 (2, 570千円 ※H26年度2月補正含みベース) 【(31301) 県産材の利用の促進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2 林業振興指導費) 木材の輸出促進を図るため、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会が行う研修会の開催や海外における需要調査等の取組を支援します。また、輸出用原木の安定供給体制を構築するため、原木の供給事業者が行う選別仕分け経費等を支援します。</p> <p>(新) 4 森林・林業躍進プロジェクト事業 【緊急課題解決6】【南部地域活性化】 12, 437千円 【(31302) 持続可能な林業生産活動の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2 林業振興指導費) 製材工場のオーダーに対応した量や規格の木材を直送していく一体的な流通の仕組みづくりや、集材技術者などの人材育成、CLT等の新たな需要に対応していくための研修会の開催など、林業の活性化に向けた川上から川下までの取組を一体的に進めます。</p>	<p>森林・林業経営課 (224-2565)</p> <p>森林・林業経営課 (224-2565)</p> <p>森林・林業経営課 (224-2565)</p> <p>森林・林業経営課 (224-2564)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>(新) 5 森林整備加速化・林業再生総合対策事業 ー 千円 (831, 514千円 ※H26年度2月補正含みベース) 【(31302) 持続可能な林業生産活動の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2 林業振興指導費) 地域の創意工夫を活かして、路網の整備、高性能林業機械の導入等により、搬出間伐を促進するとともに、木材加工流通施設等の整備を進めることで、地域材の需要拡大、安定的・効率的な地域材の生産・供給体制の構築及び持続的な林業経営の確立を図ります。</p>	<p>森林・林業経営課 (224-2563)</p>
<p>6 森林整備加速化・林業再生基金事業 1, 141, 000千円 【(31302) 持続可能な林業生産活動の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2 林業振興指導費) 三重県森林整備加速化・林業再生基金を活用し、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設、木造公共施設等の整備を進め、林業の再生を図ります。</p>	<p>森林・林業経営課 (224-2563)</p>
<p>7 森林経営計画作成推進事業 13, 567千円 【(31302) 持続可能な林業生産活動の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2 林業振興指導費) 林業事業者等による森林経営計画の作成を促進するため、境界確認や森林の管理・経営に関する森林所有者との合意形成活動、間伐を行うために必要な伐採木や路網の調査等を支援します。</p>	<p>森林・林業経営課 (224-2991)</p>
<p>8 造林事業 119, 818千円 (266, 485千円 ※H26年度2月補正含みベース) 【(31302) 持続可能な林業生産活動の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 5 造林費) 森林の有する多面的機能の維持・増進や持続的林業生産活動等の推進を図るため、間伐を促進するとともに、植栽や下刈などの再造林や路網整備を支援します。</p>	<p>森林・林業経営課 (224-2991)</p>
<p>(新) 9 低コスト造林推進事業 142, 499千円 【(31302) 持続可能な林業生産活動の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 5 造林費) 伐採を控えている森林所有者の意欲を喚起し、植栽(再造林)から育林までの林業のトータルコストを抑える「新しい林業経営」を進めるため、低密度な植栽等による低コスト造林の取組を支援します。</p>	<p>森林・林業経営課 (224-2991)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>10 林道事業 559,496千円 【(31302) 持続可能な林業生産活動の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 6林道費) 木材の生産や搬出に必要な林道を開設するとともに、輸送力の向上と 通行の安全の確保等を図るため、既設林道の改良などを実施します。</p>	<p>治山林道課 (224-2574)</p>
<p>11 がんばる三重の林業推進事業 17,256千円 【(31302) 持続可能な林業生産活動の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 2林業振興指導費) 県産材の安定的・効率的な供給体制を構築するため、森林の団地化・施業 の集約化や路網整備等と搬出間伐の一体的な実施、流通の合理化等の取組を 支援します。</p>	<p>森林・林業経営課 (224-2563)</p>
<p>12 林道施設災害復旧事業 615,000千円 【(31302) 持続可能な林業生産活動の推進】 (第11款 災害復旧費 第1項 農林水産施設災害復旧費 2林野災害復旧費) 平成26年台風11号などにより被災した林道施設の復旧を支援します。</p>	<p>治山林道課 (224-2574)</p>
<p>(新) 13 県単林道長寿命化促進事業 19,892千円 【(31302) 持続可能な林業生産活動の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 6林道費) 国土強靱化に向けた防災・減災対策として、老朽化により機能が低下した 林道橋の点検診断を行い、必要な補強及び更新を支援します。</p>	<p>治山林道課 (224-2574)</p>
<p>14 林業担い手育成確保対策事業 4,180千円 【(31303) 林業・木材産業の担い手の育成】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 1林業総務費) 林業の担い手を確保するため、高校生等への林業体験の開催や雇用の受け 皿となる林業事業体の育成に取り組むとともに、林業機械の操作やメンテナ ンス等に習熟した技術者を養成します。</p>	<p>森林・林業経営課 (224-2991)</p>
<p>(新) 15 三重の循環型林業創出事業 - 千円 (6,150千円 ※H26年度2月補正含みベース) 【(31303) 林業・木材産業の担い手の育成】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 1林業総務費) 成熟しつつある森林資源を活用し、素材生産量を増大するため、主伐と伐 採後の再造林等に取り組む林業事業体の新規就業者の確保・育成を支援しま す。</p>	<p>森林・林業経営課 (224-2991)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>16 森林環境創造事業 125,787千円 【(31304) 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 9森林総務費) 所有者から提供された森林を公共財として位置づけ、森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるよう、間伐等により針葉樹と広葉樹との混交林への誘導を行うなど、森林の適正な管理を進めます。</p>	<p>森林・林業経営課 (224-2991)</p>
<p>17 森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業 【緊急課題解決9】 26,125千円 【(31304) 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 9森林総務費) かつて野生鳥獣の住処であった健全な森林を再生するとともに、集落付近の森林において野生鳥獣の隠れ場所等を解消し、野生鳥獣の出没機会の減少を図ります。</p>	<p>森林・林業経営課 (224-2991)</p>
<p>18 災害に強い森林づくり推進事業 637,243千円 【(31304) 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 5造林費) 「みえ森と緑の県民税」を活用し、「災害に強い森林づくり」を進めるため、流木となる恐れのある溪流沿いの樹木の伐採・搬出、治山施設等に異常堆積した土砂や流木の撤去等を行います。</p>	<p>治山林道課 (224-2575)</p>
<p>19 みえ森と緑の県民税市町交付金事業 395,250千円 【(31305) 森林づくりへの県民参画の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 8緑化対策費) 「みえ森と緑の県民税」を活用し、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するため、市町が地域の実情に応じて創意工夫した森林づくりの施策を展開できるよう交付金を交付します。</p>	<p>みどり共生推進課 (224-2513)</p>
<p>20 みんなでつくる三重の森林事業 2,456千円 【(31305) 森林づくりへの県民参画の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 8緑化対策費) 県民の森林づくり活動や緑化活動への参加を進めるため、県民、企業、NPO等への情報提供や支援を行うとともに、10月の三重のもりづくり月間に森林や木とふれあうイベントを開催します。</p>	<p>みどり共生推進課 (224-2513)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>21 森林公園利用促進事業 79,876千円 【(31306) 森林文化および森林環境教育の振興】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 8緑化対策費) 自然とのふれあいの拠点施設として、三重県民の森等の適切な維持管理を行うとともに、利用者のニーズにあわせたイベント等を開催し、利用増進を図ります。</p>	<p>みどり共生推進課 (224-2627)</p>
<p>22 森を育む人づくりサポート体制整備事業 16,500千円 【(31306) 森林文化および森林環境教育の振興】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 8緑化対策費) 市町や学校等での森林環境教育や森林づくり活動を支援するため、平成28年4月からの森づくりサポートセンターの開設に向け準備を進めます。また、その運営にあたる森づくり推進員を中心に各種相談や情報発信、森林環境教育プログラムの提供を行うとともに、森林環境教育指導者や森づくり技術者の育成を行います。</p>	<p>みどり共生推進課 (224-2513)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>〈施策名：(314) 水産業の振興〉</p> <p>1 水産業・漁村振興計画推進事業【緊急課題解決7】 1,596千円 【(31401) 水産業・漁村のマネジメント体制の確立】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 1水産業振興費) 「地域水産業・漁村振興計画」については、「浜の活力再生プラン」の作成と併せ、新たに作成する地区の掘り起こしと平成26年度までに策定した地区における計画のブラッシュアップを進めるとともに、計画の実現に向けた取組を支援します。</p> <p>2 漁協合併等対策指導事業 1,115千円 【(31401) 水産業・漁村のマネジメント体制の確立】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 2水産業協同組合指導費) 県1漁協合併の早期実現に向け、県漁連が行う合併推進活動等に対し補助を行います。また、水産業協同組合法に基づき、県内漁協の指導及び監督に取り組みます。</p> <p>3 資源管理体制・機能強化総合対策事業 8,781千円 【(31402) 高い付加価値を生み出す水産業の確立】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 5資源管理費) 資源管理計画の策定の促進及び策定に必要な情報提供を行うとともに、策定した計画の履行状況の確認を実施します。</p> <p>4 漁業取締船整備費 588,382千円 【(31402) 高い付加価値を生み出す水産業の確立】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 3漁業取締費) 建造から20年を超え老朽化し、性能が低下している漁業取締船「はやたか」の代船建造を実施します。また、漁業取締船「神島」については法定検査(中間検査)を受検します。</p> <p>5 漁業共済推進事業 17,024千円 【(31402) 高い付加価値を生み出す水産業の確立】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 11水産業経営対策費) 異常事象等による損失に備えるため、漁業共済への加入を推進するとともに、養殖共済の赤潮特約に係る掛金の一部を補助します。また、燃油価格や配合飼料価格の高騰に備えるための漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を推進します。</p>	<p>水産資源課 (224-2522)</p> <p>水産経営課 (224-2582)</p> <p>水産資源課 (224-2522)</p> <p>水産資源課 (224-2522)</p> <p>水産経営課 (224-2582)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>(一部新) 6 新規漁業就業者定着支援事業 【緊急課題解決4】【緊急課題解決6】 3,803千円 【(31402) 高い付加価値を生み出す水産業の確立】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 11水産業経営対策費) 多様な担い手の確保に取り組む三重県漁業担い手対策協議会の運営補助を行います。また、就業直後の初期投資費用の軽減を目的として、漁協が新規就業者に漁船等をリースする経費や、新規就業者の不安定な収入対策として、漁協が新規就業者を雇用する経費を補助します。さらに水福連携の取組を推進するチームを設置し、水産関連団体・企業と福祉事業所等との連携強化を図ることにより、水産分野における障がい者の就労を促進します。</p>	<p>水産経営課 (224-2582)</p>
<p>7 海女漁業資源増大対策事業 9,856千円 【(31402) 高い付加価値を生み出す水産業の確立】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 5資源管理費) 海女の漁業収入の増加を目的として、資源減少が著しいアワビの放流種苗の大型化に係る実証試験やアワビとともに海女の収入を支えている赤ナマコ種苗の供給体制の強化に取り組みます。</p>	<p>水産資源課 (224-2522)</p>
<p>8 魅力あるみえの水産物輸出戦略構築事業 ー千円 (4,822千円 ※H26年度2月補正含みベース) 【(31402) 高い付加価値を生み出す水産業の確立】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 1水産業振興費) 県産水産物の輸出を促進するため、海外市場調査の結果を踏まえた輸出対象国における販売促進業務や、海外バイヤー招へい・商談機会の創出などの取組を進めます。さらに、生産及び加工施設におけるHACCP認証への対応支援やJETRO及び県輸出促進協議会と連携した研修会や相談会を実施します。</p>	<p>水産資源課 (224-2522)</p>
<p>9 みえの魚食普及推進事業 2,551千円 【(31402) 高い付加価値を生み出す水産業の確立】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 11水産業経営対策費) 魚に関する基本的な知識や魚の特性に合わせた簡単かつおいしく食べる方法を普及する人材を育成するとともに、育成した人材による魚食普及の取組により、魚の調理離れの解消につなげていきます。</p>	<p>水産資源課 (224-2522)</p>
<p>10 海女漁業等環境基盤整備事業 565,050千円 【(31403) 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 6水産基盤整備費) 海女漁業等の沿岸漁業に重要なアワビなどの水産資源の回復を図るため、藻場・干潟の再生・造成を行います。</p>	<p>水産基盤整備課 (224-2598)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>1 1 県営水産物供給基盤機能保全事業 168,000千円 【(31403) 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 6水産基盤整備費) 県民の安全・安心の確保を図るため、漁港施設の老朽化などを踏まえた機能保全計画を早急に策定し、災害時に本来の機能が発揮できるよう保全工事を実施します。</p>	<p>水産基盤整備課 (224-2598)</p>
<p>1 2 市町営水産物供給基盤機能保全事業 170,560千円 【(31403) 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 6水産基盤整備費) 県民の安全・安心の確保を図るため、漁港施設の老朽化などを踏まえた機能保全計画を早急に策定し、災害時に本来の機能が発揮できるよう保全工事を実施する市町に対して助成します。</p>	<p>水産基盤整備課 (224-2598)</p>
<p>1 3 内水面域振興活動推進事業 3,646千円 【(31403) 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 5資源管理費) 内水面漁業の振興を促進するため、内水面漁業協同組合等が行うアユの種苗放流、カワウ・外来魚の駆除対策を支援します。</p>	<p>水産資源課 (224-2522)</p>
<p>1 4 県営漁港施設機能強化事業【緊急課題解決1】272,000千円 【(31403) 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 6水産基盤整備費) 大規模地震や津波等の自然災害に備えるため、県において、漁港の防波堤、護岸の改修や岸壁の耐震化等の整備を実施します。</p>	<p>水産基盤整備課 (224-2598)</p>
<p>1 5 市町営農山漁村地域整備事業(水産基盤整備) 【緊急課題解決1】 203,270千円 【(31403) 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 6水産基盤整備費) 津波や高潮による漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、防波堤を整備するための市町の取組を支援します。</p>	<p>水産基盤整備課 (224-2598)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>《政策名：危機管理～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～》</p> <p>〈施策名：（112）治山・治水・海岸保全の推進〉</p> <p>1 基幹農業水利施設ストックマネジメント事業 407,826千円 【（11201）洪水防止対策の推進】 （第6款 農林水産業費 第3項 農地費 2土地改良費） 老朽化が進んでいる農業水利施設について、長寿命化を図る観点から、適切な予防保全対策を実施し、施設の機能保全を図ります。</p> <p>2 県単基幹水利施設緊急調査・補修事業 12,436千円 【（11201）洪水防止対策の推進】 （第6款 農林水産業費 第3項 農地費 2土地改良費） 都市部などの人家が集中している箇所、老朽化等により著しく機能が低下しているパイプライン等の農業用施設について、管の破裂などの事故を防止するために必要な調査を行うとともに、事故発生時における補修等を緊急に行います。</p> <p>3 基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業 624,265千円 【（11201）洪水防止対策の推進】 （第6款 農林水産業費 第3項 農地費 3農地防災事業費） 農業用ため池や基幹の農業水利施設は老朽化や機能低下が進んでおり、局地的な集中豪雨や台風時には農地や人家等に多大な浸水被害が起こることが想定されることから、施設の機能診断および改修、更新を行うことにより排水機能等の向上を図り、浸水被害を軽減し県民の安全を確保します。</p> <p>4 県営ため池等整備事業 290,600千円 (366,418千円 ※H26年度2月補正含みベース) 【（11201）洪水防止対策の推進】 （第6款 農林水産業費 第3項 農地費 3農地防災事業費） 東日本大震災発生時に福島県内のため池が決壊し、多大な被害が生じたことを踏まえ、県内で大規模地震が発生した際に人家や公共施設等に被害を及ぼす恐れのある農業用ため池や頭首工について、耐震性向上のための改修整備を行い、県民の生命・財産を守ります。</p>	<p>農業基盤整備課 (224-2556)</p> <p>農業基盤整備課 (224-2556)</p> <p>農業基盤整備課 (224-2556)</p> <p>農業基盤整備課 (224-2556)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>5 地すべり対策事業 31,500千円 【(11202)土砂災害対策の推進】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 3農地防災事業費) 地すべり防止区域において、台風や梅雨前線等による集中豪雨等に伴い発生する地すべり被害から農地や人家等を防護するため、危険性が高い地域から重点的に施設を整備し、県民の生命や財産を守ります。</p>	<p>農業基盤整備課 (224-2556)</p>
<p>6 海岸保全施設整備事業 【緊急課題解決1】 73,945千円 【(11203)海岸保全対策の推進】 (第6款 農林水産業費 第3項 農地費 3農地防災事業費) 海岸堤防の大半は、部材の経年変化による施設の機能低下が進行しており、地震や台風など大規模自然災害による被害が懸念されることから、老朽化した堤防の改修など、海岸保全施設の整備を実施します。</p>	<p>農業基盤整備課 (224-2556)</p>
<p>7 県営漁港海岸保全事業 【緊急課題解決1】 219,750千円 【(11203)海岸保全対策の推進】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 6水産基盤整備費) 南海トラフ地震等の大規模自然災害に備え、漁港海岸施設の機能強化(耐震対策)を図るとともに、地震・津波対策の計画を策定し、防災・減災対策の新たな展開を図ります。また、漁港海岸施設の老朽化などを踏まえた長寿命化計画を早急に策定し、計画的な施設整備(修繕)に取り組みます。</p>	<p>水産基盤整備課 (224-2598)</p>
<p>8 市町営漁港海岸保全事業 【緊急課題解決1】 87,499千円 【(11203)海岸保全対策の推進】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 6水産基盤整備費) 南海トラフ地震等の大規模自然災害に備え、漁港海岸施設の機能強化(耐震対策)を実施し、防災・減災対策を促進するための市町の取組を支援します。</p>	<p>水産基盤整備課 (224-2598)</p>
<p>9 治山事業 1,744,567千円 (1,850,153千円 ※H26年度2月補正含みベース) 【(11204)治山対策の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 7治山費) 山地災害の復旧、山地災害危険地対策による山地災害の未然防止や良質な水の安定供給など県民生活の安全を確保するため、治山施設整備を進めるとともに、水源地域などの保安林機能を向上させるための森林整備を行います。</p>	<p>治山林道課 (224-2575)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>10 県単治山事業 914,708千円 【(11204) 治山対策の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 7 治山費) 人家等に隣接し緊急度が高く、国庫補助事業の採択基準に満たない小規模な荒廃山地の復旧工事等を実施します。</p>	<p>治山林道課 (224-2575)</p>
<p>(新) 11 県単山地災害危険地対策事業 226,800千円 【(11204) 治山対策の推進】 (第6款 農林水産業費 第4項 林業費 7 治山費) 人家等に隣接し緊急度が高く、国庫補助事業の採択基準に満たない小規模な山地災害危険地区の整備を行います。</p>	<p>治山林道課 (224-2575)</p>
<p>12 治山施設災害復旧事業 31,500千円 【(11204) 治山対策の推進】 (第11款 災害復旧費 第1項 農林水産施設災害復旧費 2 林野災害復旧費) 平成27年に災害が発生した場合に治山施設の復旧を行います。</p>	<p>治山林道課 (224-2575)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>〈施策名：（113）食の安全・安心の確保〉</p> <p>1 食の安全・安心確保推進事業 1,724千円 【（11301）食品の安全・安心の確保】 （第6款 農林水産業費 第1項 農業費 1農業総務費） 「食の安全・安心が確保された三重県」を実現するため、危機管理を強化した体制のもと、条例及び基本方針に基づく施策を総合的に推進するとともに、米トレーサビリティ法に基づく米穀等流通の監視・指導や事業者のコンプライアンス意識の醸成などに取り組みます。</p> <p>2 農作物等適正管理推進事業 30,403千円 【（11302）農水産物の安全・安心の確保】 （第6款 農林水産業費 第1項 農業費 12農業経営対策費） 病害虫の発生時期・発生量等の予測情報や防除技術の普及、新病害虫の感染拡大防止に取り組むとともに、堆肥などの活用による土づくりの促進、土壌の適正管理の推進等を行うことにより、安全・安心で環境にやさしい農業生産体制の構築を進めます。</p> <p>3 農産物生産資材等監視事業 1,375千円 【（11302）農水産物の安全・安心の確保】 （第6款 農林水産業費 第1項 農業費 12農業経営対策費） 農業生産資材の適正な流通・使用を促進するため、農薬販売業者・使用者、肥料生産・販売業者への監視・指導を計画的に実施するとともに、農薬の適正使用を指導する農薬管理指導士の育成、研修会などを通じた農薬の安全使用に向けた意識啓発などを行います。</p> <p>4 家畜衛生防疫事業 62,662千円 【（11302）農水産物の安全・安心の確保】 （第6款 農林水産業費 第2項 畜産業費 2家畜保健衛生費） 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止と、飼料、動物用医薬品等の適正使用を推進するため、定期巡回や立入検査等による監視指導を強化します。また、家畜衛生技術の指導により家畜の健康維持と生産性向上を図ります。</p>	<p>農産物安全課 (224-2543)</p> <p>農産物安全課 (224-2543)</p> <p>農産物安全課 (224-2543)</p> <p>畜産課 (224-2541)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>5 家畜衛生管理能力アップ事業 8,407千円 【(11302) 農水産物の安全・安心の確保】 (第6款 農林水産業費 第2項 畜産業費 2家畜保健衛生費) 畜産農家にとってリスクとなる疾病等の要因を低減させるため、採卵鶏農家及び養豚農家を対象とした農場HACCP認証制度手法に基づく衛生管理体制の導入を促進します。また、口蹄疫をはじめとする特定家畜疾病のまん延を防止するため、疾病の発生時に適切な対応がとれる初動防疫体制の構築に取り組みます。</p>	<p>畜産課 (224-2541)</p>
<p>6 消費者に安心される養殖水産物の生産体制整備事業 1,473千円 【(11302) 農水産物の安全・安心の確保】 (第6款 農林水産業費 第5項 水産業費 1水産業振興費) 水産物の安全・安心の確保を図るため、新規疾病を含む魚病診断や水産用医薬品の残留検査等の養殖衛生管理指導に加え、水産関係団体等と連携した貝毒検査を実施します。</p>	<p>水産資源課 (224-2522)</p>

平成26年度補正予算関係議案について

会計別総括表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の 予 算 額
一般会計	36,509,643	△1,900,172	34,609,471
農林水産業費	34,574,289	△2,196,203	32,378,086
災害復旧費	1,935,354	296,031	2,231,385
特別会計	1,943,479	△10,948	1,932,531
就農施設等資金貸付事業等	243,556	954	244,510
地方卸売市場事業	216,129	△9,386	206,743
林業改善資金貸付事業	1,087,717	△2,405	1,085,312
沿岸漁業改善資金貸付事業	396,077	△111	395,966
合 計	38,453,122	△1,911,120	36,542,002

一般会計事業別総括表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の 予 算 額
一般会計	36,509,643	△1,900,172	34,609,471
非公共事業	19,132,301	△1,170,317	17,961,984
うち災害復旧事業	0	0	0
公共事業	17,377,342	△729,855	16,647,487
国補公共事業	10,817,735	△993,614	9,824,121
直轄事業	2,062,375	△2,782	2,059,593
県単公共事業	2,172,601	△16,849	2,155,752
受託公共事業	389,277	△12,641	376,636
災害復旧事業	1,935,354	296,031	2,231,385

平成26年度三重県一般会計補正予算（第10号）主要補正項目一覧表
（補正額1千万円以上の事業）

非公共事業

（単位：千円）

項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の概要	
農業費	総務費 農業	農政総務費（人件費）	7,077,526	△ 10,542	7,066,984	人件費の精査等による減額	
	振興費 農業	みえフードイノベーション総合推進事業費	171,600	△ 50,000	121,600	事業費の精査による減額	
	担い手対策費 農林漁業	農業大学校運営事業費	89,083	△ 10,007	79,076	改修工事の入札差金等による減額	
		新規就農者総合支援事業費	330,252	△ 21,610	308,642	事業費の精査による減額	
	農作物対策費	三重の水田農業構造改革総合対策事業費	568,673	△ 147,436	421,237	事業費の精査による減額	
		園芸特産物生産振興対策事業費	639,730	△ 143,560	496,170	事業費の精査による減額	
	対策費 農業経営	獣害につよい地域づくり推進事業費	538,317	△ 224,445	313,872	事業費の精査による減額	
	農林漁業経営 体育成費	農業経営基盤強化促進事業費	442,760	14,092	456,852	国庫補助金の追加配分による増額	
		農用地利用集積特別対策事業費	187,041	△ 97,897	89,144	事業費の精査による減額	
		農地中間管理機構事業費	246,109	△ 185,663	60,446	事業費の精査による減額	
	畜産業費	衛生費 家畜保健	中央家畜保健衛生所空調設備改修事業費	39,360	△ 18,214	21,146	改修工事の入札差金等による減額
	農地費	調整費 農地	農業委員会交付金及び補助金	173,088	△ 24,645	148,443	事業費の精査による減額
		振興費 農村	多面的機能支払事業費	405,053	△ 82,254	322,799	事業費の精査による減額
林業費	指導費 林業振興	森林整備加速化・林業再生基金事業費	734,870	△ 104,594	630,276	事業費の精査による減額	
	治山費	JR名松線関連緊急治山事業費	183,000	△ 14,000	169,000	事業費の精査による減額	

平成26年度三重県一般会計補正予算（第10号）主要補正項目一覧表
（補正額1千万円以上の事業）

公共事業

（単位：千円）

項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の概要
農地費	土地改良費	県営かんがい排水事業費	693,732	△ 281,528	412,204	事業精査による減額 （伊勢市 外3町）
		団体営かんがい排水事業費	195,150	△ 63,875	131,275	事業精査による減額 （鈴鹿市 外5市町）
		畑地帯総合農地整備事業費	105,000	23,100	128,100	国内示額の増に伴う増額 （熊野市、御浜町）
		基幹農業水利施設ストックマネジメント事業費	425,783	△ 231,710	194,073	事業精査による減額 （いなべ市 外8市町）
		高度水利機能確保基盤整備事業費	1,409,325	△ 226,703	1,182,622	事業精査による減額 （鈴鹿市 外4市町）
		県単土地基盤整備事業費	163,412	△ 31,771	131,641	事業精査による減額 （県内全域）
	農地防災事業費	県営ため池等整備事業費	238,018	24,364	262,382	国内示額の増に伴う増額 （いなべ市 外5市町）
		団体営ため池等整備事業費	68,000	△ 21,458	46,542	事業精査による減額 （名張市 外3市町）
		海岸保全施設整備事業費	78,750	△ 21,000	57,750	事業精査による減額 （鳥羽市、南伊勢町）
		農業用施設アスベスト対策事業費	73,500	21,000	94,500	国内示額の増に伴う増額 （松阪市、伊勢市、玉城町）
		基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業費	972,963	△ 313,692	659,271	事業精査による減額 （木曾岬町 外12市町）
		振中山興費	県営中山間地域総合整備事業費	531,300	90,166	621,466
	農村振興費	広域農道整備事業費（保全対策）	143,634	△ 53,550	90,084	事業精査による減額 （伊賀市、名張市）
		団体営農業集落排水整備支援事業費	176,363	22,997	199,360	事業費の増に伴う増額 （桑名市、亀山市、伊賀市）
	林業費	林道費	林道事業費	558,785	42,340	601,125
水産業費	水産基盤整備費	県営漁港施設機能強化事業費	413,700	15,700	429,400	事業費の増に伴う増額 （鳥羽市）
		県営受託漁港海岸保全事業費	126,000	△ 12,641	113,359	事業精査による減額 （紀北町）
農林水産施設災害復旧費	耕地災害復旧費	団体営災害耕地復旧事業費（平成24年災）	113,474	△ 103,253	10,221	事業完了精査による減額 （四日市市、伊賀市）
		団体営災害耕地復旧事業費（平成25年災）	111,796	384,592	496,388	国内示額の増に伴う増額 （伊賀市 外8市町）
		団体営災害耕地復旧事業費（平成26年災）	708,952	△ 61,837	647,115	災害査定による減額 （津市 外12市町）
	復旧費	林道施設災害復旧事業費	825,842	189,172	1,015,014	補助率の決定による増額 （津市 外8市町）
	復旧費	漁港	県営漁港施設等災害復旧事業費（平成26年災）	89,250	△ 58,103	31,147
復旧費	海岸	県営海岸保全施設等災害復旧事業費（平成26年災）	54,540	△ 54,540	0	海岸保全施設等災害が発生しなかったことによる減額

平成26年度 特別会計補正項目一覧表

特別会計

(単位：千円)

平成26年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号)						
項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の概要
就農施設等資金貸付事業費	奨励貸付事業費	就農施設等資金貸付金	58,852	△16	58,836	貸付額の減に伴う減額
	予備費	予備費	123,001	970	123,971	諸収入等の増に伴う増額
平成26年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)						
項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の概要
地方卸売市場事業費	総務管理費	一般運営事務費	887	△151	736	報酬、旅費等の減に伴う減額
		県有資産所在市町村交付金・消費税	18,854	△1	18,853	公課費の減に伴う減額
		市場施設維持管理費	100,116	△9,234	90,882	改修工事等の入札差金等による減額
平成26年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)						
項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の概要
林業改善資金貸付事業費	林業改善資金	林業改善資金貸付事業費	50,889	△88	50,801	定期償還金の減に伴う減額
	予備費	予備費	713,559	△2,317	711,242	貸付金への充当による減額
平成26年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)						
項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の概要
沿岸漁業改善資金貸付事業費	予備費	予備費	302,661	△111	302,550	預金利子の減に伴う減額

繰越明許費

(単位：千円)

科 目	補正前の額 (A)	今回追加・変更 を行う額 (B)	補正後の額 (A) + (B)
一般会計	2,464,764	5,616,241	8,081,005
農林水産業費	2,464,764	4,482,422	6,947,186
農業費	269,479	782,748	1,052,227
畜産業費	21,403	0	21,403
農地費	406,522	1,585,398	1,991,920
林業費	1,276,940	1,589,106	2,866,046
水産業費	490,420	525,170	1,015,590
災害復旧費	0	1,133,819	1,133,819
農林水産施設災害復旧費	0	1,133,819	1,133,819

繰越明許費 (特別会計)

(単位：千円)

科 目	補正前の額 (A)	今回追加額 (B)	補正後の額 (A) + (B)
地方卸売市場事業特別会計	0	36,288	36,288
地方卸売市場事業費	0	36,288	36,288
地方卸売市場事業費	0	36,288	36,288

(議案補充説明)

3 条例改正について

議案	改正概要	施行日
議案第29号 三重県特別会計条例の一部を改正する条例案 (農林水産部関係)	既存貸付金に係る償還管理の円滑な運営及びその経理の適正を図るため三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計関係の規定を整理。	公布の日
議案第33号 三重県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例案	三重県森林整備加速化・林業再生基金の設置の目的を達成するための事業に係る償還金を受け入れるため規定を整備。	公布の日
議案第34号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案 (農林水産部関係)	①鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、手数料についての規定を整理。	平成27年5月29日
	②漁業法、漁業登録令、漁船法、小型漁船の総トン数の測度に関する政令及び遊漁船業の適正化に関する法律に係る事務を適正に実施するため手数料についての規定を整備。	平成27年4月1日
議案第36号 三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案	国営事業の計画確定に伴い、県が徴収する土地改良法第90条第2項の規定による負担金についての規定を整備。	公布の日

○三重県特別会計条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案		現行	
別表第一(第一条関係)		別表第一(第一条関係)	
名称 (略)	設置目的 (略)	名称 (略)	設置目的 (略)
三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計	農業の構造改革を推進するため の農業経営基盤強化促進法等の 一部を改正する等の法律(平成二 十五年法律第百二号)第四条の規 定による廃止前の青年等の就農 促進のための資金の貸付け等に 関する特別措置法(平成七年法律 第百二号)に基づく農業経営を開始 するのに必要な資金(以下「就農 施設等資金」という。)の既存貸 付金及び農業改良資金融通法(昭 和三十一年法律第百二号)に基づ く農業経営の安定と生産力の増 強に必要な資金の既存貸付金に 係る償還管理の円滑な運営及び その経理の適正を図る。	三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計	農業の構造改革を推進するため の農業経営基盤強化促進法等の 一部を改正する等の法律の施行 に伴う関係政令の整備等及び経 過措置に関する政令(平成二十六 年政令第九十五号)第一条の規定 による廃止前の青年等の就農促 進のための資金の貸付け等に関 する特別措置法施行令(平成七年 政令第二十一号)第一条第二項に 規定する資金(以下「就農施設等 資金」という。)の貸付事業及び 農業改良資金融通法(昭和三十 一年法律第百二号)に基づく農業経 営の安定と生産力の増強に必要 な資金の既存貸付金に係る償還 管理の円滑な運営及びその経理 の適正を図る。
(略)	(略)	(略)	(略)
三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計	小規模企業の事業活動の活性化 のための中小企業基本法等の一 部を改正する等の法律(平成二十 五年法律第五十七号)第九条の規 定による廃止前の小規模企業者 等設備導入資金助成法(昭和三十 一年法律第百十五号)に基づく小 規模企業者等の創業及び経営基 盤の強化に必要な設備の導入の 促進に資するための資金の既存 貸付金に係る償還管理並びに独 立行政法人中小企業基盤整備機 構法(平成十四年法律第百四十七 号)に基づく創業又は中小企業の 経営の革新を支援する事業を行 う者に対する当該事業を行うの に必要な資金の貸付事業並びに	三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計	小規模企業者等設備導入資金助 成法(昭和三十一年法律第百十五 号)に基づく貸与機関の行う小規 模企業者等の創業及び経営基盤 の強化に必要な設備の導入の促 進に資するための資金の貸付事 業及び設備貸与事業並びに独立 行政法人中小企業基盤整備機構 法(平成十四年法律第百四十七 号)に基づく中小企業者の行う連 携等及び集積の活性化に必要な 資金の貸付事業の円滑な運営と その経理の適正を図る。

(略)	中小企業者の行う連携等及び集積の活性化に必要な資金の貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図る。
-----	--

別表第二(第二条関係)

(略)	名称 三重県就農施設等 資金貸付 事業等特 別会計	(略)	歳入とする収入	(略)	歳出とする経費
(略)					1 就農施設等 資金及び農業 改良資金の既 存貸付金償還 管理に係る事 務費
(略)		2・3		(略)	

(略)	
-----	--

別表第二(第二条関係)

(略)	名称 三重県就農施設等 資金貸付 事業等特 別会計	(略)	歳入とする収入	(略)	歳出とする経費
(略)					1 就農施設等 資金の貸付金 及びこれに伴 う事務費並び に農業改良資 金の既存貸付 金償還管理に 係る事務費
(略)		2・3		(略)	

○三重県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則 (条例の効力)</p> <p>2 この条例は、平成四十二年五月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>	<p>附 則 (条例の効力)</p> <p>2 この条例は、平成二十七年五月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>

○三重県手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第一条関係：別表第一 獣害対策課関係）

改正案				現行			
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一〇百八十四の三	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条第一項の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査	(略)	(略)	一〇百八十四の三	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条第一項の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査	(略)	(略)
五	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条第一項の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条第一項の規定に基づく狩猟免許の申請に係る審査 三千九百円	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条第一項の規定に基づく狩猟免許の申請に係る審査 三千九百円	五	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条第一項の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条第一項の規定に基づく狩猟免許の申請に係る審査 三千九百円	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条第一項の規定に基づく狩猟免許の申請に係る審査 三千九百円
六	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十六条第二項の規定に基づく狩猟免許の再交付	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十六条第二項の規定に基づく狩猟免許の再交付手数料	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十六条第二項の規定に基づく狩猟免許の再交付手数料 二千九百円	六	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十六条第二項の規定に基づく狩猟免許の再交付	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十六条第二項の規定に基づく狩猟免許の再交付手数料	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十六条第二項の規定に基づく狩猟免許の再交付手数料 二千九百円
七	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び狩猟免許更新申請手数料	鳥獣の保護及び狩猟免許更新申請手数料 二千九百円	七	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十一条	鳥獣の保護及び狩猟免許更新申請手数料	鳥獣の保護及び狩猟免許更新申請手数料 二千九百円

	<p>第五十一条第一項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査</p>		
<p>百八十 八</p>	<p>鳥獣の保護及狩猟者登録千八百円 び管理並びに録手数料 狩猟の適正化 に関する法律 第五十五条第一項の規定に基づく狩猟者の登録</p>		
<p>百八十 八の二</p>	<p>鳥獣の保護及狩猟者登録千八百円 び管理並びに録変更登録手数料 狩猟の適正化 に関する法律 第六十一条第一項の規定に基づく狩猟者登録の変更登録</p>		
<p>百八十 九</p>	<p>鳥獣の保護及狩猟者登録千五百円 び管理並びに録証再交付手数料 狩猟の適正化 に関する法律 第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付</p>		
<p>百九十</p>	<p>鳥獣の保護及狩猟者登録千円 び管理並びに章再交付 狩猟の適正化手数料 に関する法律 第六十一条第五項の規定に基づく記章の再交付</p>		

	<p>第一項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査</p>		
<p>百八十 八</p>	<p>鳥獣の保護及狩猟者登録千八百円 び狩猟の適正録手数料 化に関する法律 第五十五条第一項の規定に基づく狩猟者の登録</p>		
<p>百八十 八の二</p>	<p>鳥獣の保護及狩猟者登録千八百円 び狩猟の適正録変更登録手数料 化に関する法律 第六十一条第一項の規定に基づく狩猟者登録の変更登録</p>		
<p>百八十 九</p>	<p>鳥獣の保護及狩猟者登録千五百円 び狩猟の適正録証再交付手数料 化に関する法律 第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付</p>		
<p>百九十</p>	<p>鳥獣の保護及狩猟者登録千円 び狩猟の適正章再交付 化に関する法律 第六十一条第五項の規定に基づく記章の再交付</p>		

備考 (略)	四百一十
	六十三
	(略)
	(略)

備考 (略)	四百一十
	六十三
	(略)
	(略)

改正案

現行

別表第一(第二条関係)		項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二	二二三	漁業法(昭和二十	漁業法(昭和二十	漁業権免	四千三百円
三	二二三	十四年法律第	十四年法律第	許申請手	
四	二二三	二百六十七号)	二百六十七号)	数料	
五	二二三	第十条の規定	第十条の規定	に基づく漁業	
六	二二三	権の免許の申	権の免許の申	請に対する審	
七	二二三	査	査		
八	二二三	漁業法第十四	漁業法第十四	漁業権共	四千三百円
九	二二三	条第四項(同条	条第四項(同条	有認可申	
十	二二三	第七項におい	第七項におい	請手数料	
十一	二二三	て準用する場	て準用する場		
十二	二二三	合を含む。)の	合を含む。)の	規定に基づく	
十三	二二三	規定に基づく	規定に基づく	漁業権の共有	
十四	二二三	の認可の申請	の認可の申請	に対する審査	
十五	二二三	漁業法第二十	漁業法第二十	漁業権分	三千八百円
十六	二二三	二条第一項の	二条第一項の	割変更免	
十七	二二三	規定に基づく	規定に基づく	許申請手	
十八	二二三	漁業権の分割	漁業権の分割	数料	
十九	二二三	又は変更の免	又は変更の免	許の申請に対	
二十	二二三	する審査	する審査		
二十一	二二四	漁業法第二十	漁業法第二十	定置漁業	三千二百円
二十二	二二四	四条第二項の	四条第二項の	権又は区	
二十三	二二四	規定に基づく	規定に基づく	画漁業権	
二十四	二二四	定置漁業権又	定置漁業権又	を目的と	
二十五	二二四	は区画漁業権	は区画漁業権	する抵当	
二十六	二二四	を目的とする	を目的とする	権設定認	
二十七	二二四	抵当権の設定	抵当権の設定	可申請手	
二十八	二二四	の認可の申請	の認可の申請	数料	
二十九	二二四	に対する審査	に対する審査		

別表第一(第二条関係)		項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二	二二三	漁業法(昭和二	漁業法(昭和二	漁業権免	三千七百円
三	二二三	十四年法律第	十四年法律第	許申請手	
四	二二三	二百六十七号)	二百六十七号)	数料	
五	二二三	第十条の規定	第十条の規定	に基づく漁業	
六	二二三	権の免許の申	権の免許の申	請に対する審	
七	二二三	査	査		
八	二二三	漁業法第十四	漁業法第十四	漁業権共	三千七百円
九	二二三	条第四項(同条	条第四項(同条	有認可申	
十	二二三	第七項におい	第七項におい	請手数料	
十一	二二三	て準用する場	て準用する場		
十二	二二三	合を含む。)の	合を含む。)の	規定に基づく	
十三	二二三	規定に基づく	規定に基づく	漁業権の共有	
十四	二二三	の認可の申請	の認可の申請	に対する審査	
十五	二二三	漁業法第二十	漁業法第二十	漁業権分	二千五百円
十六	二二三	二条第一項の	二条第一項の	割変更免	
十七	二二三	規定に基づく	規定に基づく	許申請手	
十八	二二三	漁業権の分割	漁業権の分割	数料	
十九	二二三	又は変更の免	又は変更の免	許の申請に対	
二十	二二三	する審査	する審査		
二十一	二二四	漁業法第二十	漁業法第二十	定置漁業	千二百円
二十二	二二四	四条第二項の	四条第二項の	権又は区	
二十三	二二四	規定に基づく	規定に基づく	画漁業権	
二十四	二二四	定置漁業権又	定置漁業権又	を目的と	
二十五	二二四	は区画漁業権	は区画漁業権	する抵当	
二十六	二二四	を目的とする	を目的とする	権設定認	
二十七	二二四	抵当権の設定	抵当権の設定	可申請手	
二十八	二二四	の認可の申請	の認可の申請	数料	
二十九	二二四	に対する審査	に対する審査		

二百四	漁業法第二十漁業権移	三千二百円	十一	六条第一項た転認可申 だし書の規定請手数料 に基づく定置 漁業権又は区 画漁業権の移 転の認可の申 請に対する審 査	二百四 漁業法第三十休業中の 二千四百円	十二	六条第一項(同漁業許可 条第四項にお申請手数 いて準用する料 場合を含む。) の規定に基づ く休業中の漁 業許可の申請 に対する審査	二百四 漁業法第六十漁業許可 三千四百円	十三	五条第一項又申請手数 は第六十六条料 第一項の規定 に基づく漁業 許可の申請に 対する審査	二百四 漁業法第六十漁業許可 二千六百円	十四	第五条第一項又変更許可 は第六十六条申請手数 第一項の規定料 に基づく漁業 許可の変更の 許可の申請に 対する審査	二百四 特別採捕 三千四百円	十四の 五	二 号の規定に手数料 なきの採捕 許可に係る 申請につ ては、採捕 従事者一名 につき千円	二 の 規定に 基づく規則で 定める水産動 植物の採捕に 係る許可の申 請に対する審
-----	------------	-------	----	---	----------------------------	----	---	----------------------------	----	--	----------------------------	----	---	----------------------	----------	--	---

二百四	漁業法第二十漁業権移	千二百円	十一	六条第一項た転認可申 だし書の規定請手数料 に基づく定置 漁業権又は区 画漁業権の移 転の認可の申 請に対する審 査	二百四 漁業法第三十休業中の 二千五百円	十二	六条第一項(同漁業許可 条第四項にお申請手数 いて準用する料 場合を含む。) の規定に基づ く休業中の漁 業許可の申請 に対する審査	二百四 漁業法第六十漁業許可 二千九百円	十三	五条第一項又申請手数 は第六十六条料 第一項の規定 に基づく漁業 許可の申請に 対する審査	二百四 漁業法第六十漁業許可 二千四百円	十四	第五条第一項又変更許可 は第六十六条申請手数 第一項の規定料 に基づく漁業 許可の変更の 許可の申請に 対する審査			
-----	------------	------	----	---	----------------------------	----	---	----------------------------	----	--	----------------------------	----	---	--	--	--

			二百四 漁業登録令(昭免許漁業用紙一枚に 和二十六年政原簿の騰つき七百十 令第二百九十本又は抄 二号)第十条第本の交付 一項の規定に手数料 基づく免許漁 業原簿(漁場図 を除く。)の騰 本又は抄本の 交付	二百四 漁業登録令第漁場図の用紙一枚に つき七百十 円	二百四 漁業登録令第免許漁業 五百九十円	十七 漁業登録令第免許漁業 五百九十円	二百四 漁船法(昭和二漁船登録無動力漁船 十五年法律第申請手数にあつては 百七十八号)第料 十條第一項の 規定に基づく 漁船の登録の 申請に対する 審査(国又は地 方公共団体の 申請に係るも のを除く。以下 この項から二 百五十二項ま でにおいて同 じ。)	を加算した 額)	

			二百四 漁業登録令(昭免許漁業用紙一枚に 和二十六年政原簿の騰つき五百二 令第二百九十本又は抄 二号)第十条第本の交付 一項の規定に手数料 基づく免許漁 業原簿(漁場図 を除く。)の騰 本又は抄本の 交付	二百四 漁業登録令第漁場図の用紙一枚に つき五百二 十円	二百四 漁業登録令第免許漁業 二百八十円	十七 漁業登録令第免許漁業 二百八十円	二百四 漁船法(昭和二漁船登録無動力漁船 十五年法律第申請手数にあつては 百七十八号)第料 十條第一項の 規定に基づく 漁船の登録の 申請に対する 審査(国又は地 方公共団体の 申請に係るも のを除く。以下 この項から二 百五十二項ま でにおいて同 じ。)		

二百五	漁船法第二十	漁船登録一件につき	二百五	(略)	全部の容積	の測度又は	上甲板下全	部の容積の	測度を行う	ときは	一隻に	つき四万	円、その他	の容積の測	度を行うと	きにあつて	は一隻につ	き二万八千	円		
十二	一条の規定に	騰本交付九百円	二百五	(略)	小型漁船	の測度又は	全部の容積	の測度又は	上甲板下全	部の容積の	測度を行う	ときは	一隻に	つき四万	円、その他	の容積の測	度を行うと	きにあつて	は一隻につ	き二万八千	円
二百五	(略)	(略)	二百五	(略)	小型漁船	の測度又は	全部の容積	の測度又は	上甲板下全	部の容積の	測度を行う	ときは	一隻に	つき四万	円、その他	の容積の測	度を行うと	きにあつて	は一隻につ	き二万八千	円
十三	一条の規定に	騰本交付九百円	二百五	(略)	小型漁船	の測度又は	全部の容積	の測度又は	上甲板下全	部の容積の	測度を行う	ときは	一隻に	つき四万	円、その他	の容積の測	度を行うと	きにあつて	は一隻につ	き二万八千	円
二百六	一条の規定に	騰本交付九百円	二百六	(略)	小型漁船	の測度又は	全部の容積	の測度又は	上甲板下全	部の容積の	測度を行う	ときは	一隻に	つき四万	円、その他	の容積の測	度を行うと	きにあつて	は一隻につ	き二万八千	円

二百五	漁船法第二十	漁船登録一件につき	二百五	(略)	全部の容積	の測度又は	上甲板下全	部の容積の	測度を行う	ときは	一隻に	つき四万	円、その他	の容積の測	度を行うと	きにあつて	は一隻につ	き二万八千	円		
十二	一条の規定に	騰本交付四百四十円	二百五	(略)	小型漁船	の測度又は	全部の容積	の測度又は	上甲板下全	部の容積の	測度を行う	ときは	一隻に	つき四万	円、その他	の容積の測	度を行うと	きにあつて	は一隻につ	き二万八千	円
二百五	(略)	(略)	二百五	(略)	小型漁船	の測度又は	全部の容積	の測度又は	上甲板下全	部の容積の	測度を行う	ときは	一隻に	つき四万	円、その他	の容積の測	度を行うと	きにあつて	は一隻につ	き二万八千	円
十三	一条の規定に	騰本交付四百四十円	二百五	(略)	小型漁船	の測度又は	全部の容積	の測度又は	上甲板下全	部の容積の	測度を行う	ときは	一隻に	つき四万	円、その他	の容積の測	度を行うと	きにあつて	は一隻につ	き二万八千	円
二百六	一条の規定に	騰本交付四百四十円	二百六	(略)	小型漁船	の測度又は	全部の容積	の測度又は	上甲板下全	部の容積の	測度を行う	ときは	一隻に	つき四万	円、その他	の容積の測	度を行うと	きにあつて	は一隻につ	き二万八千	円

	二百六遊漁船業の適遊漁船業 十一の正化に関する者登録更 三 法律第三条第新申請手 二項の規定に数料 基づく遊漁船 業者の登録の 更新の申請に 対する審査		二百六遊漁船業の適遊漁船業 十一の正化に関する者登録申 二 法律(昭和六十請手数料 三年法律第九 十九号)第三条 第一項の規定 に基づく遊漁 船業者の登録 の申請に対す る審査		二百六遊漁船業 二万七千円
--	---	--	---	--	------------------

	二百六遊漁船業の適遊漁船業 十一の正化に関する者登録更 三 法律第三条第新申請手 二項の規定に数料 基づく遊漁船 業者の登録の 更新の申請に 対する審査		二百六遊漁船業の適遊漁船業 十一の正化に関する者登録申 二 法律(昭和六十請手数料 三年法律第九 十九号)第三条 第一項の規定 に基づく遊漁 船業者の登録 の申請に対す る審査		二百六遊漁船業 二万六千円	上甲板下 全部の容 積の測度 を行うと きにあつ ては一隻 につき一 万九千 円、その 他の容積 の測度を 行うとき にあつて は一隻に つき一万 四千元
--	---	--	---	--	------------------	--

備考 (略)	十四	三百六	十二	二百六
			、	(略)
				(略)
				(略)

備考 (略)	十四	三百六	十二	二百六
			、	(略)
				(略)
				(略)

○三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案				現行			
別表（第二条―第四条関係）				別表（第二条―第四条関係）			
土地改良事業名	徴収率	支払期間	利率	土地改良事業名	徴収率	支払期間	利率
国営御浜土地改良事業	二十五分の二十五パーセント	八・一四（据年置期間のうち据置期間は、二十五分の八・九五）三年	五パーセント	国営御浜土地改良事業	二十五分の二十五パーセント	八・一四（据年置期間のうち据置期間は、二十五分の八・九五）三年	五パーセント
国営青蓮寺用水土地改良事業	百分の五・四	十七年	五パーセント				
		うち据置期間					
		二年					

議案第59号

国営青蓮寺用水土地改良事業に対する市町の負担について

平成26年度から農林水産省が行う国営青蓮寺用水土地改良事業に要する経費に充てるため、土地改良法(昭和24年法律第195号)第90条第9項の規定により、市町負担金を次のとおり徴収するものとする。

平成27年2月16日提出

三重県知事 鈴木英敬

事業名	区分	市町名	負担率
国営青蓮寺用水土地改良事業	国営青蓮寺用水土地改良事業負担金	伊賀市 名張市	事業費の300分の24.51以内

提案理由

国営青蓮寺用水土地改良事業に対する市町の負担については、土地改良法第90条第10項の規定に基づき議会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

【第59号 国営青蓮寺用水土地改良事業に対する市町の負担について】

農林水産関係建設事業に対する市町の負担について

平成27年度において県の行う農林水産関係建設事業に要する経費に充てるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、市町負担金を次のとおり徴収するものとする。

平成27年2月16日提出

三重県知事 鈴木英敬

事業名	区分	市町名	負担率
県営かんがい排水事業	一般型	多気町 玉城町	工事費の100分の15
		伊勢市	(幹線に係るもの) 工事費の100分の15 (支線に係るもの) 工事費の100分の8.333
		伊賀市	工事費の100分の12.5
	一般型（中山間地域等）	伊勢市 多気町 明和町 玉城町	工事費の100分の12.5

		大紀町	工事費の 100 分の 20
基幹農業水利施設ストックマネジメント事業	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（法律補助）	いなべ市	工事費の 100 分の 8.325
		東員町	(六把野井水地区) 工事費の 100 分の 8.325 (神田地区及び神田 2 期地区) 工事費の 100 分の 20
		松阪市	工事費の 100 分の 25
		名張市 伊賀市	工事費の 100 分の 12.5
	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（法律補助）（中山間地域等）	多気町	工事費の 100 分の 14

	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（予算補助）	いなべ市 東員町 菰野町 名張市 伊賀市	工事費の 100 分の 25
畑地帯総合農地整備事業	担い手支援型	熊野市	（農業用用水施設の配水施設に係る工事請負費及び農作業準備休憩施設に係る工事請負費） 工事費の 100 分の 11. 25 （農業用用水施設及び農作業準備休憩施設に係る上記以外のもの） 工事費の 100 分の 22. 5 （農業用排水施設及び農道に係るもの） 工事費の 100 分の 22. 5
高度水利機能確保基盤整備事業	一般型、農業生産法人等育成型、面的集積型	鈴鹿市	（鈴鹿川沿岸 6 期地区及び鈴鹿川沿岸 8 期地区） 工事費の 100 分の 19 （稲生地区） 工事費の 100 分の 11. 25
		津市	工事費の 100 分の 10

	一般型、農業生産法人等育成型、面的集積型（中山間地域等）	松阪市 多気町	工事費の 100 分の 12.25
		明和町	(幹線用水路の場合) 工事費の 100 分の 10 (支線用水路の場合) 工事費の 100 分の 8.75 (暗渠の場合) 工事費の 100 分の 8.75 (農道の場合) 工事費の 100 分の 17.5
		伊勢市	(幹線用水路の場合) 工事費の 100 分の 10 (支線用水路の場合) 工事費の 100 分の 3.15 (農道の場合) 工事費の 100 分の 17.5
		玉城町	(幹線用水路の場合) 工事費の 100 分の 10 (支線用水路の場合) 工事費の 100 分の 3.5

	一般型、農業生産法人等育成型、面的集積型 営農環境整備事業（中山間地域等）	松阪市	工事費の100分の17.5
県営ため池等整備事業	防災ダム事業（地震対策ため池防災工事）	津市	工事費の100分の15
	ため池等整備事業（一般型）	桑名市	工事費の100分の15
		津市	工事費の100分の4
	用排水施設整備	多気町	工事費の100分の10.5
	農業用河川工作物応急対策（大規模）	鈴鹿市 津市 松阪市 多気町 伊賀市	工事費の100分の8
基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業	湛水防除事業（ゼロメートル地帯）	桑名市	工事費の100分の10

		木曾岬町	工事費の 100 分の 15
	湛水防除事業	志摩市	工事費の 100 分の 10
県営中山間地域総合整備事業	一般型（農業生産基盤整備）	大台町	工事費の 100 分の 10
		志摩市 紀宝町	工事費の 100 分の 15
		熊野市	(ほ場整備に係る工事請負費及び換地費) 工事費の 100 分の 10 (農地保全施設に係る工事請負費) 工事費の 100 分の 7.5 (ほ場整備及び農地保全施設に係る上記以外のもの) 工事費の 100 分の 15 (農業用用水・排水施設、農道及び農地防災に係るもの) 工事費の 100 分の 15
		御浜町	(農業用排水施設、農道及び農地防災に係るもの) 工事費の 100 分の 15

	広域連携型（農業生産基盤整備）	尾鷲市 紀北町	工事費の100分の15
	一般型（農村生活環境整備）	大台町 志摩市 熊野市 御浜町 紀宝町	工事費の100分の15
	広域連携型（農村生活環境整備）	尾鷲市 紀北町	工事費の100分の15
基幹農道整備事業		伊賀市	工事費の30分の7
	農道保全対策事業	玉城町	工事費の30分の7
広域農道整備事業		松阪市 多気町	工事費の100分の15
	農道保全対策事業	名張市 伊賀市	工事費の100分の15

一般農道整備事業	農道保全対策事業	玉城町	工事費の 100 分の 25
県営農村振興総合整備事業	農業生産基盤整備	名張市	工事費の 100 分の 12.5
		伊賀市	工事費の 100 分の 25
	農村生活環境整備	名張市 伊賀市	工事費の 100 分の 25
県営水環境整備事業	地域用水環境整備事業	木曾岬町 明和町 玉城町	工事費の 100 分の 25
農村地域自然エネルギー活用推進事業	地域用水環境整備事業	津市	工事費の 100 分の 25
農業用施設アスベスト対策事業		松阪市	工事費の 100 分の 7
		伊勢市 玉城町	工事費の 100 分の 5

林道事業	森林基幹道（県営）	津市	工事費の100分の17.5
県営漁港関連道路事業	離島	鳥羽市	工事費の100分の12.5
広域漁場整備事業	地先型	大紀町	工事費の100分の20
備考	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項、山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項及び半島振興法（昭和60年法律第63号）第11条第1項の規定により県の行う事業については、この表の規定にかかわらず、負担金を徴収しない。		

提案理由

農林水産関係建設事業に対する市町の負担については、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項及び地方財政法第27条第2項の規定に基づき議会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

農林水産関係建設事業に対する市町の負担について

平成26年度において県が行う農林水産関係建設事業に要する経費に充てるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、市町負担の金額を次のとおり定めるものとする。

平成27年2月27日提出

三重県知事 鈴木英敬

事業名	区分	市町名	負担額
県営かんがい排水事業	一般型	多気町	10,881,090
		伊勢市	40,966,395
		玉城町	2,168,910
		大紀町	2,360,000
		伊賀市	2,500,000
基幹農業水利施設ストックマネジメント事業	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（法律補助）	いなべ市	861,000
		東員町	4,138,000
	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（法律補助）（中山間地域等）	多気町	4,200,000
畑地帯総合農地整備事業	担い手支援型	熊野市	19,800,000
高度水利機能確保基盤整備事業	一般型、農業生産法人等育成型、面的集積型	鈴鹿市	46,195,500
		津市	28,500,000

円

	一般型、農業生産法人等育成型、 面的集積型（中山間地域等）	松阪市 多気町 明和町 伊勢市 玉城町	22,074,500 3,675,000 14,293,831 8,751,134 9,860,787
	一般型、農業生産法人等育成型 面的集積型 営農環境整備事業（中山間地域等）	松阪市	3,465,000
県営ため池等整備事業	ため池等整備事業（一般型）	津市 松阪市 多気町 桑名市	800,000 399,000 975,000 5,400,000
	用排水施設整備	多気町	2,037,000
	農業用河川工作物応急対策（大規模）	いなべ市 東員町 津市 多気町 伊賀市	671,000 289,000 680,000 10,058,000 480,000
基幹土地改良施設防災機能拡充保 全事業	湛水防除事業（ゼロメートル地帯）	桑名市 木曾岬町	9,700,000 5,670,000

	湛水防除事業	志摩市	9,400,000
	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（法律補助）	津市	7,500,000
	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（予算補助）	菰野町	8,900,000
県営中山間地域総合整備事業	一般型（農業生産基盤整備）	大台町	11,807,000
		志摩市	10,935,000
		熊野市	15,060,000
御浜町		7,885,200	
紀宝町		12,975,000	
広域連携型（農業生産基盤整備）	尾鷲市	15,000	
	紀北町	2,760,000	
一般型（農村生活環境整備）	大台町	60,000	
	志摩市	615,000	
	熊野市	8,940,000	
	御浜町	9,139,800	
	紀宝町	2,025,000	

	広域連携型（農村生活環境整備）	尾鷲市 紀北町	135,000 90,000
基幹農道整備事業		伊賀市	35,000,000
	農道保全対策事業	玉城町	8,166,000
広域農道整備事業		松阪市 多気町	600,000 19,950,000
	農道保全対策事業	名張市 伊賀市	6,380,000 6,608,000
県営農村振興総合整備事業	農業生産基盤整備	名張市 伊賀市	1,250,000 11,250,000
県営水環境整備事業	地域用水環境整備事業	木曾岬町 津市 明和町	5,250,000 5,750,000 9,750,000
農村地域自然エネルギー活用推進事業	地域用水環境整備	津市	30,000,000

農業用施設アスベスト対策事業		松阪市 伊勢市 玉城町	2,800,000 1,012,632 1,487,368
林道事業	森林基幹道（県営）	津市	7,000,000
県営漁港関連道路事業	離島	鳥羽市	19,863,000
広域漁場整備事業	地先型	大紀町	5,600,000
備考	<p>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項、山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項及び半島振興法（昭和60年法律第63号）第11条第1項の規定により県が行う事業については、この表の規定にかかわらず、負担金を徴収しない。 事業費に減少が生じた場合は、負担割合に応じて負担の金額を減らすことができる。</p>		

提案理由

農林水産関係建設事業に対する市町の負担については、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項及び地方財政法第27条第2項の規定に基づき議会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。